

第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条に基づいて山梨県知事が特定個人情報保護評価の再実施に当たり作成した「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）について点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

ただし、本件評価書においては、I-2のシステム4（5ページ）に記載された「住民基本台帳ネットワークシステム」の本事務における位置づけが明確になっておらず、利用者に不安を与えるものとなっている。本件評価書のIの「（別添1）事務の内容」（7ページ）に明記する等の修正をすべきであると意見する。

また、近年のシステムにおいては、データがネットワーク上に保存される状況があることを踏まえ、今後の評価に当たっては、システムをつなぐネットワーク及びネットワーク機器に対するリスクについても意識すべきであることを付言する。

第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
令和5年2月17日	○諮問
令和5年3月 2日	○審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
市川 由美	元労働委員会事務局長	
大塚 ゆかり	山梨県立大学教授	
新里 清高	弁護士	
原 敏	山梨学院大学教授	※ 会長代理
松本 成輔	弁護士	※ 会長